

諮問第1号

諮 問 書

7 古人セ発第145号
2025（令和7）年5月28日

古賀市人権施策審議会
会長 横田 昌宏 様

古賀市長 田辺 一城



古賀市人権施策審議会条例第2条第1項の規定に基づき、古賀市人権施策基本指針に基づく令和7年度実施計画（案）について、貴審議会の意見を求めます。